

介護サービス事業者向け助成金のご案内

労働者が働きやすい職場づくりに取り組む介護事業者への支援です。
増え続ける需要に反し、介護職員の人材確保と育成は緊急課題となっています。
厚生労働省では介護事業者向けの助成金を整備しています。

1 中小企業労働環境向上助成金の概要

雇用管理制度（**評価・処遇制度**、**研修体系制度**）の導入などを行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主（**重点分野関連事業主**）に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保を図ることを目的としています。

このうち**介護関連事業主**の場合は、**健康づくり制度**や**介護福祉機器**の導入も助成対象となります。

【雇用管理制度助成】

中小企業事業主が、労働者の労働環境の向上を図るために、雇用管理改善につながる制度等を導入し、適切に実施した場合に、**導入した制度に応じた定額（30万円または40万円）を支給**します。この助成を受けるためには、あらかじめ「雇用管理制度整備計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

【介護福祉機器等助成】

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、**介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）を支給**します。この助成を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

雇用管理 制度助成金

- ①**評価・処遇制度**（評価、処遇、キャリアパス制度の導入や賃金制度の導入）⇒**40万円支給**
- ②**研修体系制度**（新人研修、中堅社員、管理職研修等）⇒**30万円支給**
- ③**健康づくり制度**（腰痛検診、インフルエンザ予防接種、メンタルヘルス相談）⇒**30万円支給**

制度の導入は就業規則に明示し、1人以上の労働者に適用させること

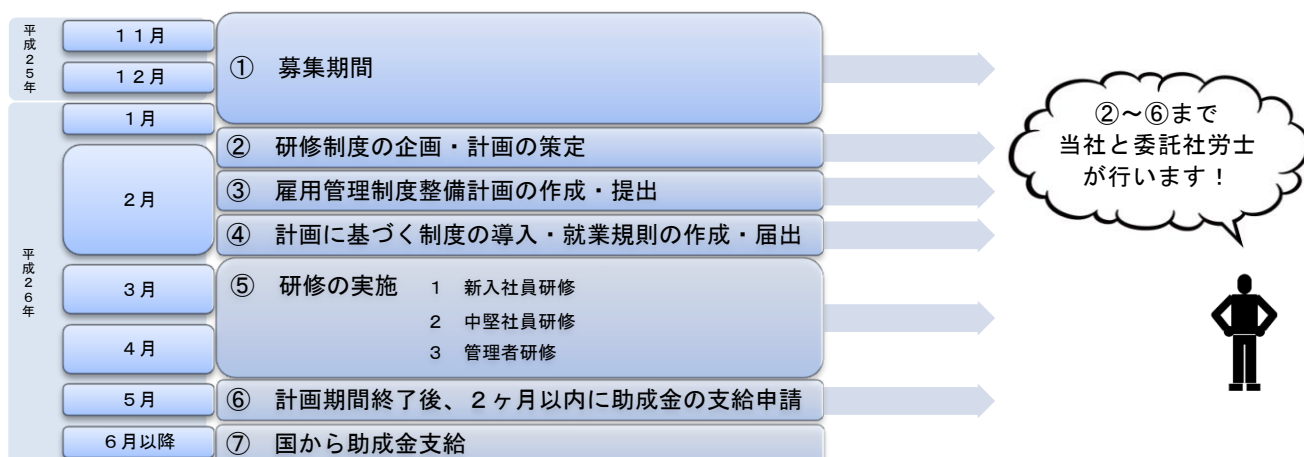
（翌年以降も、制度は継続していく必要があります）

介護福祉 機器等助成

- 移動用リフト、自動車用車いすリフト、特殊浴槽、ストレッチャー等1品10万円以上の機器を導入⇒**導入費用の1/2（上限300万）を支給**

2 申請・交付の流れ

ふりーだむ しごとセンターでは、雇用管理制度の「②研修体系制度」及び「③健康づくり制度」の実施をお手伝いします。



ふりーだむ しごとセンターでは助成金を使った、次のような研修を行っています。

②研修体系制度

【研修体系制度は、教育訓練制度・研修制度の導入であって、以下を全て満たすことが要件となります】

- 通常の労働者に対する教育訓練等であること ●通常の労働時の賃金から減額されずに支払われていること
- 労働関係法令等により実施が義務付けられていないものを含むこと ●1人に付き10時間以上の教育訓練等であること
- 当該時間内における賃金のほか、受講料、交通費等の諸経費を要する場合は、全額を事業主が負担するものであること
- 当該制度が適用されるための合理的な条件が労働協約又は就業規則に明示されていること

研修の計画をたて、しごとセンターで行われる研修をうけます

階層別研修		科目及び時間数		
1	新入社員研修 (1年未満)	コンプライアンス 関係法令 (2 H)	ビジネスマナー (3 H)	リスクマネジメント (5 H)
2	中堅社員研修 (入社3～5年目)	コンプライアンス 関係法令 (2 H)	リスクマネジメント (3 H)	コミュニケーション (5 H)
3	リーダー研修 (課長職以上)	リーダーシップ研修(グループダイナミクス)		5 H × 2 回

研修にかかる費用

①研修計画・就業規則変更届け出	31,500 円
②助成金申請	31,500 円
③研修参加費用	各研修、それぞれ1人目は42,000円 (2人目以降は1人につき31,500円)

【例】中堅社員3名と課長職以上の1名を研修する場合
 中堅社員研修(3名) + リーダー研修(1名)
 42,000円 + 31,500円 × 2 = 105,000円
 4名分の③研修参加費用は147,000円
 +①・②で、総額210,000円

- ※ 就業規則の新規作成は、別途料金がかかります
- ※ ①就業規則の作成・届出については、自社(顧問社労士等)でされる場合には料金はかかりません
- ※ 2年目以降は「キャリア形成促進助成金」を活用すると経費及び賃金の一部(25年度は1/2)が助成されます。ただし助成金の内容が変更される可能性があります

国から
3万円支給

事業所に
90,000円残ります!

雇用
管理
制度
助
成
金

③健康づくり制度

【法定の健康診断以外の健康づくりに関する制度であって、次のようなものが該当します】

- 腰痛健康診断、B型・C型肝炎検査、インフルエンザ予防接種、検便、メンタルヘルス相談

メンタルヘルス相談の場合

科目及び時間数	
研修	・ストレスマネジメント(セルフケア) (2 H) ・臨床心理士による講話
1 職員全員への カウンセリング	・全職員へのカウンセリング(1人30分) ・産業カウンセラーによるカウンセリング ・職場の物理的な環境や作業上の問題、人間関係等、今現在気になることを傾聴することにより ストレッサーを見つけます。 ・メンタル面での不調者に対しては、継続的にカウンセリングを実施(別途料金がかかります)

研修にかかる費用

①研修計画・就業規則変更届け出	31,500 円
②助成金申請	31,500 円
③研修参加費用	31,500 円
④メンタルヘルス相談料	カウンセリングは1人当たり5,250円

【例】20名の研修・メンタルヘルス相談をする場合
 ③研修費 + ④カウンセリング(15名)
 31,500円 (@5,250 × 15名) = 78,750円
 20名分の③+④研修費用が110,250円
 +①・②で、総額173,250円

国から
3万円支給

事業所に
126,750円残ります!

□雇用保険の適用事業の中小企業事業主であること

中小企業事業主とは、下記のいずれかを満たす事業所をいいます

産業分類	常時雇用する労働者数	資本金等
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※2 資本金を有さない事業主（例：個人、社会福祉法人等）の場合は、労働者数により判断します

□雇用管理制度の導入を労働協約または就業規則に新たに定め、実際に重点分野等の事業に従事する1人以上の通常の労働者に適用させること。また、労働者の適正な雇用管理に努めること

□事業者ごとに雇用管理責任者を選任し、選任したものを事業所内に周知していること

□雇用管理制度整備計画の初日から起算して6ヶ月前の日から、事業主都合による解雇（勧奨等退職を含む）をしていないこと

□雇用管理制度整備計画の初日から起算して6ヶ月前の日から、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者が雇用管理制度整備計画提出日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く）こと

このような事業所に
おすすめします

- ◆地域密着型サービス事業を行う事業所
（ケアハウス、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サテライト特養など）
- ◆新規に施設サービスを行う事業所
（特養、老健、介護療養病床など）

【会社概要】 代表取締役 組脇 泰光

【事業内容】 熊本ゼミナールグループ（職業訓練校「ふりーだむ しごとセンター」、広域通信制高校「くまもと清陵高等学校」の運営、英会話教室「ふりーだむイングリッシュスクール」の運営など民間教育事業全般にわたる業務）

【企業理念】 「元気な組織体」＝（「使命感」＋「責任感」）×「情熱」

【経営理念】 事業■「総合教育サービス会社」として、社会とともに生きるという立場を鮮明にし、社会の中で積極的にビジネスの創生を行う。

人■社員一人ひとりを尊重し、「自己実現」の夢をもつ社員にとって魅力ある「人間中心主義」組織体作りを目指す。

■社員一人ひとりが「自己責任」を明確に理解し、高い意識レベルの「協働」による総合力の発揮を目指す。

風土■活力ある企業であり続けるために「加点主義という風」「自由と自己責任という風」「自己実現という風」を社内に起こす。

■チャレンジマインドの企業風土。

■人と人、会社と会社のネットワークパワーを通じて地域社会に信頼される企業作りを目指す。

〒862-0954 熊本市中央区神水1-27-5

株式会社ふりーだむ
（ふりーだむしごとセンター）

TEL 096-386-8711

FAX 096-386-8755

MAIL freedom@kumazemi.co.jp

ご質問等ございましたら上記までお問い合わせ下さい

